
「総務委員会規則」の一部改正について

日証協 平 22. 11. 17

本協会のシステム開発・更改等の意思決定について、客観性、中立性及びプロセスの可視化をより一層高める観点から、財務分科会の下部機関として、システムに係る事案ごとに「システム検討部会」を設置できることとするため、「総務委員会規則」の一部の改正を行った。

本規則改正は、平成 22 年 11 月 17 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「総務委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 11 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

本協会では、システムの開発・更改等について、システムに係る計画、効率性及び有効性の審査については、総務委員会の下部機関である財務分科会が、当該審査を踏まえたシステムに係る調達等の決定については、理事会から調達に関する権限を委任された総務委員会がそれぞれ担っている。

今般、システム開発・更改等の意思決定について、客観性、中立性及びプロセスの可視化をより一層高める観点から、財務分科会の下部機関として、システムに係る事案ごとに「システム検討部会」を設置できることとするため、「総務委員会規則」の一部を改正することとする。

2．改正の骨子

- (1) 財務分科会は、本協会が事業主体となるシステムに係る計画、効率性及び有効性の審査に関する事項の検討のために必要と認めるときは、総務委員会の同意を得て、検討するシステムの種類等毎にシステム検討部会を設置することができることとする。
(第 16 条第 1 項)
- (2) システム検討部会の部会長、副部会長及び委員は、協会の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから、財務分科会の同意を得て、財務分科会の委員長が選任する。
(第 16 条第 3 項、第 5 項)
- (3) 財務分科会は、システム検討部会における検討が終了した場合等は、総務委員会の同意を得て、当該システム検討部会を解散する。
(第 16 条第 6 項)
- (4) 現在存在しない特別会員委員会に関する記述を削除するとともに、総務委員会は、必要があると認めるときは、理事会から委任された定款施行規則で定める調達に関する事項について、自主規制会議若しくは証券戦略会議又は委員会等の意見を聞くことができることとする。
(第 10 条)
- (5) その他所要の整備を図る。(第 4 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 3 項、第 15 条)

3．施行の時期

この改正は、平成 22 年 11 月 17 日から施行する。

以 上

「総務委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 11 月 17 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
第 2 章 総務委員会 （副委員長） 第 4 条 （現行どおり） 2 副委員長は、<u>委員のうちから、総務委員会の同意を得て、委員長（定款第64条第2項に規定する総務委員会委員長をいう。第11条までにおいて同じ。）</u>がこれを選任する。 3 （現行どおり） （意見の聴取） 第 10 条 総務委員会は、必要があると認めるときは、<u>定款第 56 条第 4 項の規定により委任された定款施行規則で定める調達に関する事項について、自主規制会議若しくは証券戦略会議又は委員会等の意見を聞くことができる。</u> 第 3 章 財務分科会 （委員長及び副委員長） 第 14 条 （現行どおり） 2 財務分科会の委員長は、<u>総務委員会委員のうちから、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員長がこれを選任する。</u> 3 財務分科会の副委員長は、<u>財務分科会委員のうちから、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員長がこれを選任する。</u>	第 2 章 総務委員会 （副委員長） 第 4 条 総務委員会に副委員長 1 人又は若干人を置く。 2 副委員長は、委員長（定款第64条第2項に規定する総務委員会委員長をいう。第11条までにおいて同じ。）が、<u>委員の同意を得て、委員のうちから</u>これを選任する。 3 （省 略） （意見の聴取） 第 10 条 総務委員会は、必要があると認めるときは、<u>その所管事項のうち特別会員に係るものについて、特別会員委員会の意見を聞くことができる。</u> 第 3 章 財務分科会 （委員長及び副委員長） 第 14 条 財務分科会に委員長 1 人を置き、必要に応じて副委員長 1 人又は若干人を置くことができる。 2 財務分科会の委員長は、<u>総務委員会委員長が、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員のうちから</u>これを選任する。 3 財務分科会の副委員長は、<u>総務委員会委員長が、総務委員会の同意を得て、財務分科会委員のうちから</u>これを選任する。

新	旧
(会議の招集、定足数、議決等) 第 15 条 第 5 条、第 6 条本文、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条、第 9 条並びに第 11 条の規定は、財務分科会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「財務分科会」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。 (システム検討部会) 第 16 条 財務分科会は、第 12 条第 2 項第 3 号に掲げる事項の検討のために必要と認めるときは、総務委員会の同意を得て、検討するシステムの種類等毎にシステム検討部会を置くことができる。 2 システム検討部会は、第 12 条第 2 項第 3 号に掲げる事項について、財務分科会の委員長の諮問に応じ又は財務分科会の委員長に意見を述べることができる。 3 システム検討部会の委員は、協会の役員若しくは従業員(会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。)又は学識経験者のうちから、財務分科会の同意を得て、財務分科会の委員長がこれを選任する。 4 システム検討部会に部会長 1 人を置き、必要に応じて副部会長 1 人又は若干人を置くことができる。 5 部会長及び副部会長は、システム検討部会の委員のうちから、財務分科会の同意を得て、財務分科会の委員長がこれを選任する。	(会議の招集、定足数、議決等) 第 15 条 第 5 条、第 6 条本文、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条、第 9 条及び第 11 条の規定は、財務分科会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「財務分科会」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。 (新 設)

新	旧
<u>6 財務分科会は、システム検討部会における検討が終了したとき又はその存続の必要がなくなったと認めるときは、総務委員会の同意を得て、当該システム検討部会を解散する。</u> <u>7 第5条、第6条本文、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条並びに第11条の規定は、システム検討部会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「システム検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。ただし、第7条第2項中、「委員長及び会員委員」とあるのは「委員」と読み替える。</u> 付 則 この改正は、平成22年11月17日から施行する。	